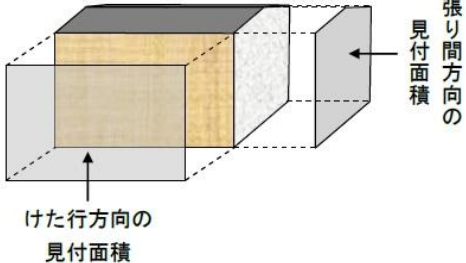


景観計画区域内行為届出に該当しない行為について（届出不要物件）

岸和田市景観条例等施行規則第6条に基づく

建築物	工作物
・ 地盤面からの高さが 20m 未満のもの （建築物に附属して設置される工作物又は広告物（アンテナ施設を除く。）を含む高さをいう。） ・ 敷地面積が 5,000 m²未満のもの ・ 延べ面積が 5,000 m²未満のもの （第1項）	・ 高架道路、高架鉄道、横断歩道橋その他これらに類する工作物のうち地盤面からの高さが 5m 未満のもの ・ 橋りょう、跨線橋その他これらに類する工作物のうち幅員が 12m 未満かつ延長が 30m 未満のもの ・ 上記を除く工作物であり、高さが 20m 未満のもの （第2項）
特定基地局	外観変更
・ 特定基地局の設置、増設等のうち、工作物の確認申請が不要なもの 特定基地局 電波法第27条の12第1項に規定するもの（無線通信用等） 工作物の確認申請 建築基準法（昭和25年法律第201号）第88条第1項において準用する同法第6条第1項の確認を要するもの （第3項）	・ 建築物又は工作物の外観変更において、見付面積 1/2 未満のもの 外観の変更 修繕（原状回復等）、模様替え、色彩/材質の変更等 見付面積 張り間方向又はけた行方向の鉛直投影面積をいう。  （第4項）
開発行為	
・ 開発区域面積が 5,000 m²未満のもの （第5項）	注意！ ・ 国の機関又は地方公共団体が行う行為（規模規定なし）は、届出ではなく景観法第16条第5項により通知が必要 ・ 除却行為については原則届出不要